



2020年8月25日

各 位

会 社 名 株式会社ファミリーマート
代表者名 代表取締役社長 澤田 貴司
(コード番号：8028 東証第一部)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、本年10月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年9月10日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2020年9月10日（木）
- (2) 公告日：2020年8月26日（水）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）
<https://www.family.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2020年7月8日に公表した「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社であるリテールインベストメントカンパニー合同会社による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」（同日以降に当社が公表したプレスリリースにより変更された内容を含みます。）においてお知らせしましたとおり、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）及び東京センチュリー株式会社が出資するリテールインベストメントカンパニー合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2020年7月9日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、伊藤忠商事及び公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式以外の当社株式の全てを取得できなかったため、伊藤忠商事から、本日、会社法第297条第1項に基づき、当社の株主を伊藤忠商事及び公開買付者のみとするために、会社法第180条に基づき当社株式につき株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を招集することの請求を受けております。当該請求を受け、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことの議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第お知らせいたします。伊藤忠商事からの臨時株主総会の招集請求については、本日別途開示しております「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご参照ください。

以上